

生活衛生ちば

千葉県生活衛生営業指導センターは、 令和4年4月、設立40周年を迎えます

(公財) 千葉県生活衛生営業指導センターは、昭和54年4月の生衛法第8次改正において、都道府県環境衛生営業指導センター(当時の名称)の設置が規定されたことを受け、昭和57年1月30日、財団法人の設立が認可され、昭和57年4月1日に千葉県知事の指定を受けて発足し、令和4年4月に設立40周年を迎えます。

当センターの40年の歩みは次表のとおりです。

当センターは、地域の衛生水準の維持向上と、生衛業界の活性化及び時代に即応した振興発展を図るため、各種事業の推進に更なる努力を重ねてまいりますので、引き続き、ご支援並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《千葉県生活衛生営業指導センターの沿革》

昭和56年6月18日 環境衛生同業組合連絡協議会が中心となって設立準備委員会が発足

昭和56年11月11日 環境衛生営業指導センターの設立を決定

昭和57年1月30日 財団法人千葉県環境衛生営業指導センターの設立許可(千葉県指令第1857号)

昭和57年4月1日 環境衛生営業の運営の適正化に関する法律第57条の3の規定による知事の指定(同年3月26日付け千葉県指令第2319号)

平成13年1月6日 名称を「(財)千葉県生活衛生営業指導センター」に変更

平成26年3月20日 公益財団法人制度改革三法による公益法人移行認定(千葉県指令第1075号)

平成26年4月1日 公益財団法人への移行登記完了、新たな組織での事業開始

栄えある受賞おめでとうございます

祝 令和2年春の褒章受章者（生活衛生功績）

令和2年4月29日 全国料理業生活衛生同業組合連合会副会長
千葉県料理業生活衛生同業組合理事長

藍綬褒章 江 原 邦 夫 柏 市

祝 厚生労働大臣表彰受賞者（生活衛生功労）

令和2年10月23日

順不同・敬称略

氏 名	役 職 名	住 所 地
土 肥 一 夫	公衆浴場業生活衛生同業組合理事長	松 戸 市
藤 川 漢	飲食業生活衛生同業組合副理事長	松 戸 市
宮 内 竹 夫	食肉生活衛生同業組合常務理事	銚 子 市

※役職は令和2年4月1日現在

祝 一般社団法人全国生活衛生同業組合 中央会理事長表彰受賞者（生活衛生功労）

令和2年10月23日

順不同・敬称略

氏 名	役 職 名	住 所 地
野 澤 勝 義	クリーニング生活衛生同業組合副理事長	千 葉 市
伊 東 勇	麺類業生活衛生同業組合常務理事	匝 瑳 市
戸 井 久 子	飲食業生活衛生同業組合常任理事	旭 市

※役職は令和2年4月1日現在

祝 千葉県知事表彰受賞者（生活衛生功労）

令和3年2月1日

順不同・敬称略

氏 名	役 職 名	住 所 地
鹿 島 彩 子	美容業生活衛生同業組合 経営特別相談員	千 葉 市
後 藤 正 喜	食肉生活衛生同業組合常任理事	柏 市

祝 千葉県知事感謝状受賞者（生活衛生功労）

令和3年2月1日（以下、各賞において同じ。）

順不同・敬称略

氏 名	役 職 名	住 所 地
島 田 謙 一	美容業生活衛生同業組合理事	習 志 野 市
仲 村 真 一	クリーニング生活衛生同業組合常任理事	柏 市
原 地 利 忠	旅館ホテル生活衛生同業組合理事	市 原 市
麻 生 政 文	食肉生活衛生同業組合常務理事	市 川 市
林 静 男	中華料理生活衛生同業組合副理事長	千 葉 市

祝 千葉県健康福祉部長感謝状受賞者（生活衛生功労）

氏 名	役 職 名	住 所 地
永 井 一 男	理容生活衛生同業組合理事	旭 市
瀧 田 美千子	美容業生活衛生同業組合支部役員	白 井 市
菅 谷 宏 江	美容業生活衛生同業組合支部役員	旭 市
清 都 みちる	旅館ホテル生活衛生同業組合副理事長	南 房 総 市
小 倉 好 勝	理容生活衛生同業組合理事	市 原 市
千ヶ崎 聡	すし商生活衛生同業組合常任理事	千 葉 市
中 田 雅 之	理容生活衛生同業組合理事	流 山 市

祝 一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会 理事長感謝状受賞者（生活衛生功労）

氏 名	役 職 名	住 所 地
岩 澤 笑	美容業生活衛生同業組合元理事	山 武 市
門 民 雄	美容業生活衛生同業組合理事	君 津 市
松 本 龍 男	クリーニング生活衛生同業組合常任理事	船 橋 市
伊 藤 三佐夫	理容生活衛生同業組合理事	印旛郡栄町
植 田 勝 浩	美容業生活衛生同業組合理事	柏 市
蛭 田 憲 市	旅館ホテル生活衛生同業組合理事	南 房 総 市
藤 井 亜紀子	美容業生活衛生同業組合職員	千 葉 市

祝 千葉県生活衛生同業組合連絡協議会会長表彰受賞者

氏名（組合名）

順不同・敬称略

日高 博明（理容）	加瀬 功（理容）	御簾納功一（理容）	中山 剛（理容）
吉田 政平（理容）	倉持 琢哉（理容）	遠藤 昭彦（理容）	浅野 友満（理容）
舘野 弘延（理容）	成嶋 洋（理容）	窪木 桂司（理容）	松本 洋和（理容）
池田利恵子（美容）	桐林みどり（美容）	志田 純一（美容）	湯浅 稔（美容）
鮎貝たけ子（美容）	長谷川早苗（美容）	佐久間美知子（美容）	小川 恵子（美容）
大島 寛子（美容）	林 詠子（美容）	梅津 佳弘（旅ホ）	渡邊 丈宏（旅ホ）
桶谷 文雄（麺類）	小山 義久（食肉）	鎗木 繁浩（食肉）	飯塚 利子（飲食）
三枝 茂（飲食）	喜田川 智（飲食）	横山 薫（飲食）	

第46回千葉県生活衛生同業組合連合大会はコロナの為中止になりました。

組 合 だ よ り

【理容組合】

組合各部門の部長会議を開催

理容組合では、3年に1回改選期に開催する部長会議を順次開催しました。通常より間隔を空け仕切を設置したり空気清浄機や換気など、新型コロナウイルス対策に留意しながらの開催となりました。

令和3年6月14日（月）午前11時から教育統括部長会議、6月21日（月）午前10時30分から経理部長会議、7月5日（月）午前10時から情宣事業部長会議、7月12日（月）午後2時から総合企画部長会議、7月26日（月）午前10時から共済事業部長会議がそれぞれ開催され、支部の担当部長紹介から、組合の事業計画や各部門の課題などを議論しました。



令和3年度通常総会・通常総代会

令和3年5月24日（月）午後1時から、千葉市文化センターアートホールにて開催されました。通常総会は、組合員総数1,847名（令和3年4月30日現在）、出席組合員数747名（書面または代理人による出席643名を含む）で、通常総代会は総代定数104名、出席総代数104名（書面または代理人による出席8名を含む）で開催されました。全議案決議の後、選挙が行われ、立候補者が定数通りのため無投票で増田稔理事長、石毛真理子副理事長、竹之内利雄副理事長がそれぞれ選任されました。



令和2年秋の叙勲・褒章等の受章者

理容組合印旛支部の花島和久氏（全理連中央講師・県組合講師）が、令和2年秋の叙勲・褒章にて黄綬褒章を受章しました。また、理容組合市川支部長の大導寺正毅氏（元全理連中央講師・県組合名誉講師）が令和2年11月9日（月）令和2年度の卓越した技能者（通称「現代の名工」）として表彰されました。現代の名工とは、卓越した技能者表彰制度に基づき、厚生労働大臣によって表彰される卓越した技能者（卓越技能者）の通称です。

上記2名の方については、「永年の理容に対する功績に対しこの度、国からの栄誉をそれぞれ戴きました。ご本人はもとより理容業界、千葉県組合にとりましても大変な名誉でございます。今後もますます精進されご活躍されますことをお祈りいたします。」との、増田稔理事長からのコメントがあり、理容組合機関紙「鋏友千葉」にも掲載されました。

安全・安心の目印「S マーク」を店頭に

“S マーク”は、「標準営業約款にしたがって営業します。」と宣言して厚生労働大臣が認可したお店の表示で、3つのSを約束します。S マークの店に登録してお客様の信頼を高めましょう。



Safety(安全)・Standard(安心)・Sanitation(清潔)

- ・お客様に提供するサービスや技術の内容を、きちんと表示します。
- ・法律などで定める資格者の氏名を表示します。
- ・施設・設備は、一定の基準を守って衛生管理を行います。
- ・損害賠償責任保険に加入し、万一の事故にもきちんと対応します。
- ・業種ごとの様々な基準を遵守し、地域の皆様の安全安心を守ります。

□ S マークの登録について

対象業種	理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業
登 録	登録は毎年2月1日と8月1日の2回行っています。 ・登録申請等については、加入組合または営業指導センターにお問い合わせください。
手 数 料	・新規登録 9,900 円 (理容・美容・クリーニング所) 新規登録 10,100 円 (めん類・一般飲食) ・再 登 録 3,660 円 (全5業種)
有効期間	・新規登録3年 ・再登録5年

□ 登録店舗数(千葉県)

令和3年3月末現在

理容業	美容業	クリーニング業		めん類 飲食店営業	一般 飲食店営業	合 計
		クリーニング所	取次所			
963	268	45	1	11	1	1,288

○登録店は、全国生活衛生営業指導センターの“S マーク専用ホームページ”

<https://s-mark.jp/>で紹介しています。

○登録店の皆様は、各種PRに“S マーク”の活用を！



クリーニング師研修・業務従事者講習について

クリーニング師及び業務従事者の資質の向上、知識の修得、技術の向上により、質の高いクリーニングサービスの提供を確保する目的で開催されています。

令和2年度は、クリーニング師研修及び業務従事者講習についてそれぞれ6会場で開催するとともに、諸事情により会場参加が難しい方のために第2型（通信制）を開始しました。

□ 令和2年度クリーニング師研修（受講者数：193名（2型42名含む。））

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに、クリーニング業法に定められた研修を受ける義務があります。

□ 令和2年度クリーニング業務従事者講習（受講者数：232名（2型67名含む。））

営業者は、クリーニング師以外のクリーニング業務従事者について、3年を超えない期間ごとに、クリーニング業法に定められた講習を受けさせる義務があります。講習は、1店舗ごとに、5名につき1名の割合で受講者を算出します。5人以下の店舗では、人数にかかわらず1名が受講します。ただし、クリーニング師がクリーニング師研修を受講している場合は、上で算出した人数に含めることができます。

□令和3年度クリーニング師研修・業務従事者講習の開催日程

開 催 日	区 分	開 催 場 所
令和3年 8月17日(火)	業務従事者講習	千葉市文化センター 5階セミナー室
8月18日(水)	クリーニング師研修	千葉市中央区中央2-5-1
8月29日(日)	クリーニング師研修	習志野文化ホール モリシアホール
8月30日(月)	業務従事者講習	習志野市谷津1-16-1
9月14日(火)	クリーニング師研修	柏市総合保健医療福祉施設 ウェルネス柏4階研修室
9月15日(水)	業務従事者講習	柏市柏下6-5-1
10月13日(水)	クリーニング師研修	東金文化会館 会議室2
10月14日(木)	業務従事者講習	東金市八坂台1-2107-3
11月24日(水)	クリーニング師研修	千葉県君津健康福祉センター 3階大会議室
11月25日(木)	業務従事者講習	木更津市新田3-4-34
12月 5日(日)	クリーニング師研修	千葉市文化センター 5階セミナー室
12月 6日(月)	業務従事者講習	千葉市中央区中央2-5-1

※ 9月14、15日の研修等は会場の都合で中止になりました。

【第2型研修・講習（通信制）】

申込受付期間：令和3年11月1日（月）～12月28日（火）まで

- 受講対象となる方は、①平成30年度に受講された方、②前回の受講から3年以上経過された方、③令和元年度に新規開設したクリーニング所などで、当指導センターから受講案内と受講申込書を送ります。該当するにも関わらず受講案内が届かない場合は、当指導センターのホームページから申込書をダウンロードして申し込むか、当指導センターにご連絡ください。
 - 受講修了者には、修了証書と修了ステッカーが交付されます。
 - 受講者名簿は、受講者が従事するクリーニング所を管轄する保健所に送られます。
 - 諸事情により、会場開催日程による受講ができない方は、当指導センターまで相談ください。
- 第2型研修・講習（通信制）について、説明をさせていただきます。

【受講申込み・問い合わせ先】

（公財）千葉県生活衛生営業指導センター TEL 043-307-8272 FAX 043-307-8273

□ 研修・講習時間／受講料

区 分	研修・講習時間	受講料
クリーニング師研修	13時～16時30分	5,000円
クリーニング業務従事者に対する講習	13時～16時30分	4,500円

※ 受講料は、当日、会場の受付にて現金でお支払いいただきます。（通信制の場合は、銀行振込です。）

※ 東金文化会館は15分繰り上げで開始

□ クリーニング師の変更届

クリーニング所開設時の届出事項に変更があったときは、保健所に変更届の提出が必要です。（例えば、施設の名称・法人名称・代表者、施設の構造設備、クリーニング師などの変更など）

従事するクリーニング師に、雇用、転勤、退職、引退、死亡などによって、クリーニング師の在籍状況に変更があった場合は、速やかに管轄保健所に届出をしましょう。

引退や病気等で変更届を提出しても、クリーニング師免許の返納は求められません。（クリーニング師が死亡した場合には、クリーニング師免許を交付した都道府県知事に対して、免許を返納します。）

令和3年度 生活衛生営業経営特別相談員研修会開催

主 催：公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター
開催日：令和3年7月26日（月）午前、午後の部2回
場 所：千葉市文化センター 5階セミナー室

今年度も新型コロナウイルス感染症対策として、午前、午後の部として2回の開催となりました。午前は各飲食関係、旅館ホテル、食肉組合、午後は理容、美容、クリーニング、興業、公衆浴場組合に分けて実施し、特別相談員30名、組合事務職員4名の出席がありました。その概要は以下のとおりです。

1 衛経の周知・推進、推薦事務及び事後指導に関すること

講師 (株)日本政策金融公庫 千葉支店 融資第二課長 村越 貴和 氏

(内容)

小規模事業者が経営改善を行うに当たって必要とする小口資金を生衛組合の長又は指導センターの長の推薦に基づき、無担保・無保証人で融資する制度である生活衛生改善貸付（衛経）の概要と、留意点についての説明。

2 生活衛生業者が「今」できること 政府施策とネット活用

講師 (一社) 千葉県中小企業診断士協会 理事 梅林 行一 氏

(内容)

政府政策として、「一般型」と「低感染リスク枠」の「小規模事業者持続化補助金」の活用の仕方の説明。

インターネットを利用した販売促進として、既存のシステムを利用した販売促進。無料のホームページの作成の仕方などの説明。

3 最低賃金制度・賃金引上げに向けた支援策について

講師 千葉県働き方改革推進支援センター 社会保険労務士 古賀 康史 氏

(内容)

毎年10月に引き上げられる最低賃金制度の注意点などの説明。

各種「働き方改革推進支援助成金」コースの案内。